

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	上下水道基本料金免除事業(国のR7補正分)	①物価高騰の影響を受けている町民の負担を軽減するため、上下水道の基本料金を3か月間減免する。 ②補助金(繰出) ③水道料金 8,898件 15,322千円×3ヶ月＝45,966千円 下水道使用料 7,021件 11,739千円×3ヶ月＝35,217千円 システム改修 1,500千円 事務費 317千円 ④町民・事業者(公共施設を除く。)	R8.4	R8.8
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・福祉サービス事業所等運営コスト支援金交付事業	①物価やエネルギー価格高騰の影響を受ける、町内の医療・社会福祉施設等の負担軽減を図り、安定的なサービスの提供を確保する。 ②人件費 ③町内60事業所 10,000円に従業員数を掛け算出した額を基準額とし、入院病床及び入所施設を有する事業所等には、0.10を加算して支給する。ただし、1事業所当たりの支給額の上限額を300万円とする。 合計 15,899千円 【内 訳】 ・医療 22事業所 624人×10,000円＝6,240,000円＋病床等加算516,000円 ＝6,756,000円 ・薬局 5事業所 58人×10,000円＝580,000円 ・整骨院等 15事業所 21人×10,000円＝210,000円 ・介護 14事業所 541人×10,000円＝5,410,000円＋病床等加算502,000円 ＝5,912,000円 ・障害 4事業所 223人×10,000円＝2,230,000円＋病床等加算211,000円 ＝2,441,000円 ④医療、介護、障害サービス事業所	R8.4	R8.8
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	ママ・スマイル事業	①物価高騰の状況下、子育てをスタートする親にとって直面する経済的並びに精神的負担を軽減するため次を支給する。 「町指定ごみ袋」を新生児訪問時と1歳児健診時にそれぞれ支給し、おむつ等廃棄時における負担を軽減する。 「お祝い膳」として、デリバリーで食事をお届けすることにより出産後、外食することが難しくなる親のストレス解消を図る。 「キッズメトロ(屋内遊戯施設)」の利用券を支給し、外出機会の創出と施設稼働を促進する。 ②可燃用ごみ袋(消耗品費)、お祝い膳(報償費) ③可燃用ごみ袋 49,000枚×@14.72円×1.1＝793,408円 お祝い膳 2,000円×90食＝180,000円 キッズメトロ回数券印刷代 …R8は発注しないので除外 R8年度出生見込 90人 ※R7生まれの親に対しては「ごみ袋」を、不公平感を是正するため1歳児健診時に支給する(45人)。135人×180枚×2回＝49,000枚 ④R8.4.1日以降に生まれた子どもを養育する親 ③※のとおり施策スタート初年のみ例外あり	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食費食料品価格高騰対策事業	①物価高騰により、小学生の給食費無償化に伴い、国及び都道府県からの基準額に基づく支援額を上回る分に本交付金を活用し保護者負担軽減のため支給する。 中学生の給食費の値上げ分の一部を、保護者負担軽減のため支給する。 ②町内の小中学校児童生徒を対象とする。※教職員の分は含まない。 ③膳材料費 ●積算根拠(小学生:差額年間保護者負担額×人数)9,765千円(小学生) 遠軽小学校 15,336.5円×92人＝1,410,958円/東小学校 15,676.58円×183人＝2,868,815円 南小学校 14,996.42円×306人＝4,588,904円/安国小学校 14,996.42円×16人＝239,943円 生田原小学校 15,336.5円×20人＝306,730円/丸瀬布小学校 14,996.42円×7人＝104,975円 白滝小学校 14,656.33円×9人＝131,907円/ひまわり学園分校(小学部) 16,016.67円×7人＝112,117円 ●積算根拠(中学生:主食値上げ33円×日数×人数)2,733千円(中学生) 遠軽中学校 33円×198日×185人＝1,208,790円 南中学校 33円×196日×152人＝983,136円 安国中学校 33円×198日×14人＝91,476円 生田原中学校 33円×196日×24人＝155,232円 丸瀬布中学校 33円×196日×14人＝90,552円 白滝中学校 33円×194日×8人＝51,216円 ひまわり学園分校(中・高等部)33円×200日×23人＝151,800円 ④町民(保護者)	R8.4	R9.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	遠軽町保育施設物価高騰支援事業(R8年度)	①物価高騰のなか、保育環境維持のため町内の民間保育施設(認定こども園)に支援金を支給する。 ②支援金 ③町内こども園3園に対し1園30万円を支給 R8助成金30万円×3園＝90万円 ④町内こども園3園	R8.4	R8.10

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	遠軽町保育施設給食費助成事業(R8年度)	①町内保育施設に通所(通園)する児童の給食費の助成を行い、物価高騰の中、子育てを行っている世帯を応援する。 ②助成金 ③令和8年4月分～令和8年7月分の給食費(1ヶ月2,700円を限度)を助成。 町立保育所 62人×2,700円×4ヶ月分=669,600円 こころ 62人×2,700円×4ヶ月分=669,600円 ひばり 58人×2,700円×4ヶ月分=626,400円 遠軽 75人×2,700円×4ヶ月分=810,000円 合計 257人×2,700円×4ヶ月分=2,775,600円 ④町内、保育所及び認定こども園の1号、2号児 257人 ※保育所及び認定こども園の職員分は含まない。	R8.4	R9.3
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	燃油価格高騰対策補助事業	①物価やエネルギー価格高騰により、経済的に大きな影響を受けている事業者(農業者)を支援する。 ②軽油代高騰分 ③積算根拠 720,000L×8円以下/L=5,760千円 ④対象農業者 70名(間接補助:JAえんゆう)	R8.4	R8.11
8	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理者エネルギー価格高騰負担軽減事業(国のR7補正分)	①エネルギー価格高騰により影響を受けている直接住民の用に供する施設の燃料及び電気料の高騰による負担を軽減するため、必要な経費を支援する。 ②燃料及び電気料の負担増の一部 ③【支援金】1指定管理者1,000千円×2社 ④町民、(一社)えんがる町観光協会、株式会社生田原振興公社	R8.4	R9.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食費食料品価格高騰対策事業(国のR7補正分)	①副食費の物価高騰により、学校給食膳材料費のR3.9月からR8.4月までの物価上昇率(3.9%)支援する。国及び北海道県からの基準額に基づく支援額を上回る分に本交付金を活用する。 ②町内の小中学校児童生徒を対象とする。※教職員の分は含まない。 ③膳材料費 1,606千円 ●積算根拠(単価×年間食数×人数) 遠軽小学校 371円×99日×92人×3.9%=131,783円 東小学校 371円×99日×183人×3.9%=262,135円 南小学校 371円×98日×306人×3.9%=433,896円 安国小学校 371円×98日×16人×3.9%=22,687円 生田原小学校 371円×99日×20人×3.9%=28,649円 丸瀬布小学校 371円×98日×7人×3.9%=9,926円 白滝小学校 371円×98日×9人×3.9%=12,761円 ひまわり学園分校(小学部)371円×100日×7人×3.9%=10,129円 遠軽中学校 430円×99日×185人×3.9%=307,142円 南中学校 430円×98日×152人×3.9%=249,806円 安国中学校 430円×99日×14人×3.9%=23,243円 生田原中学校 430円×98日×24人×3.9%=39,443円 丸瀬布中学校 430円×98日×14人×3.9%=23,009円 白滝中学校 430円×97日×8人×3.9%=13,013円 ひまわり学園分校(中・高等部)430円×100日×23人=38,571円 ④町民(保護者)	R8.4	R9.3
10	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費食料品価格高騰対策事業(国のR8補正分)	①副食費の物価高騰により、学校給食膳材料費のR3.9月からR8.4月までの物価上昇率(3.9%)支援する。国及び北海道県からの基準額に基づく支援額を上回る分に本交付金を活用する。 ②町内の小中学校児童生徒を対象とする。※教職員の分は含まない。 ③膳材料費 1,613千円 ●積算根拠(単価×年間食数×人数) 遠軽小学校 371円×99日×92人×3.9%=131,784円 東小学校 371円×100日×183人×3.9%=264,783円 南小学校 371円×99日×306人×3.9%=438,324円 安国小学校 371円×99日×16人×3.9%=22,919円 生田原小学校 371円×99日×20人×3.9%=28,649円 丸瀬布小学校 371円×99日×7人×3.9%=10,027円 白滝小学校 371円×98日×9人×3.9%=12,762円 ひまわり学園分校(小学部)371円×100日×7人×3.9%=10,128円 遠軽中学校 430円×99日×185人×3.9%=307,143円 南中学校 430円×98日×152人×3.9%=249,806円 安国中学校 430円×99日×14人×3.9%=23,243円 生田原中学校 430円×98日×24人×3.9%=39,443円 丸瀬布中学校 430円×98日×14人×3.9%=23,008円 白滝中学校 430円×97日×8人×3.9%=13,014円 ひまわり学園分校(中・高等部)430円×100日×23人=38,571円 ④町民(保護者)	R8.4	R9.3
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	遠軽町衛生用品負担軽減支援事業(国のR7補正分)	①物価やエネルギー価格高騰の影響を受ける、病床を有する病院及び生活介護を提供する施設等において、介護・医療現場で不可欠な衛生用品(オムツ等)の購入負担を軽減することで、施設運営の継続を支援し、利用者の生活環境を安定させることを目的とする。 ②排泄ケアに必要なオムツや、それに伴う衛生用品を対象経費とする。 ③積算根拠 入院、入所及び居宅系は、病床数等×8,000円 訪問、通所系サービスは、利用定員×4,000円 障害 1,168,000円×6か月÷12か月=584,000円 医療 3,080,000円×6か月÷12か月=1,540,000円 介護 6,112,000円×6か月÷12か月=3,056,000円 ④対象は、病床を有する病院及び生活介護を提供する施設等	R8.10	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	遠軽町衛生用品負担軽減支援事業(国のR8補正分)	①物価やエネルギー価格高騰の影響を受ける、病床を有する病院及び生活介護を提供する施設等において、介護・医療現場で不可欠な衛生用品(オムツ等)の購入負担を軽減することで、施設運営の継続を支援し、利用者の生活環境を安定させることを目的とする。 ②排泄ケアに必要なオムツや、それに伴う衛生用品を対象経費とする。 ③積算根拠 入院、入所及び居宅系は、病床数等×7,000円 訪問、通所系サービスは、利用定員×2,000円 障害 1,168,000円×6か月÷12か月=584,000円 医療 3,080,000円×6か月÷12か月=1,540,000円 介護 6,112,000円×6か月÷12か月=3,056,000円 ④対象は、病床を有する病院及び生活介護を提供する施設等	R8.10	R9.3
13	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	遠軽町高齢者等暖房費高騰対策助成事業(国のR7補正分)	①物価やエネルギー価格高騰により経済的に大きな影響を受けている対象世帯へ、冬の掛増し経費である暖房費を助成することにより対象世帯の生活安定を図る。 ②対象世帯への助成金及び事務費 ③合計:10,000千円 【内 訳】R7実績ベース 助成額:10,000円×960世帯=9,600千円 事務費:印刷製本費 通信運搬費 手数料 事務費合計 400千円 ④遠軽町の住民基本台帳に記録され、令和8年度の町民税が非課税であり、かつ生計が独立している世帯で、下記条件のどれかに当てはまる世帯※社会福祉施設等入居者・長期入院者を除く ・世帯主が満70歳以上の世帯 ・重度身体障害者(1級又は2級)がいる世帯 ・知的障害者(A判定)がいる世帯 ・精神障害者(1級)がいる世帯 ・満18歳に達する日の属する年度末までの間の子を持つひとり親世帯 ・生活保護法に基づく保護を受けている世帯 ・精神障害者(1級)がいる世帯 ・満18歳に達する日の属する年度末までの間の子を持つひとり親世帯 ・生活保護法に基づく保護を受けている世帯	R9.1	R9.3
14	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	遠軽町高齢者等暖房費高騰対策助成事業(国のR8補正分)	①物価やエネルギー価格高騰により経済的に大きな影響を受けている対象世帯へ、冬の掛増し経費である暖房費を助成することにより対象世帯の生活安定を図る。 ②対象世帯への助成金及び事務費 ③合計:10,000千円 【内 訳】R7実績ベース 助成額:10,000円×960世帯=9,600千円 事務費:印刷製本費 通信運搬費 手数料 事務費合計 400千円 ④遠軽町の住民基本台帳に記録され、令和8年度の町民税が非課税であり、かつ生計が独立している世帯で、下記条件のどれかに当てはまる世帯※社会福祉施設等入居者・長期入院者を除く ・世帯主が満70歳以上の世帯 ・重度身体障害者(1級又は2級)がいる世帯 ・知的障害者(A判定)がいる世帯 ・精神障害者(1級)がいる世帯 ・満18歳に達する日の属する年度末までの間の子を持つひとり親世帯 ・生活保護法に基づく保護を受けている世帯 ・精神障害者(1級)がいる世帯 ・満18歳に達する日の属する年度末までの間の子を持つひとり親世帯 ・生活保護法に基づく保護を受けている世帯	R9.1	R9.3
15	①食料品の物価高騰に対する特別加算	遠軽町保育施設給食費助成事業(国のR7補正分)	①町内保育施設に通所(通園)する児童の給食費の助成を行い、物価高騰の中、子育てを行っている世帯を応援する。 ②助成金 ③令和8年8月分～令和8年10月分の給食費(1ヶ月2,700円を限度)を助成。 町立保育所 84人×2,700円×3ヶ月分=680,400円 こころ 52人×2,700円×3ヶ月分=421,200円 ひばり 47人×2,700円×3ヶ月分=380,700円 遠軽 70人×2,700円×3ヶ月分=567,000円 合計 253人×2,700円×3ヶ月分=2,049,300円 ④町内、保育所及び認定こども園の1号、2号児 253人	R8.10	R9.2
16	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	遠軽町保育施設給食費助成事業(国のR8補正分)	①町内保育施設に通所(通園)する児童の給食費の助成を行い、物価高騰の中、子育てを行っている世帯を応援する。 ②助成金 ③令和8年11月分～令和8年12月分の給食費(1ヶ月2,700円を限度)を助成。 町立保育所 84人×2,700円×2ヶ月分=453,600円 こころ 52人×2,700円×2ヶ月分=280,800円 ひばり 47人×2,700円×2ヶ月分=253,800円 遠軽 70人×2,700円×2ヶ月分=378,000円 合計 253人×2,700円×2ヶ月分=1,366,200円 ④町内、保育所及び認定こども園の1号、2号児 253人	R8.10	R9.2

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
17	④消費下支え等を通じた生活者支援	遠軽町水道事業会計繰出・補助(国のR7補正分)	①エネルギー等の価格高騰の影響を受ける水道事業者に対して、本交付金を活用して施設維持管理費を支援することにより、町民に対して負担増加を強いることなく水道施設の維持を図り、安定的な事業継続を図る。 ②補助金(繰出) ③水道施設維持管理費 45,000千円×6か月÷12か月 R8物価高騰影響分 ④遠軽町水道事業	R9.3	R9.3
18	④消費下支え等を通じた生活者支援	遠軽町水道事業会計繰出・補助(国のR8補正分)	①エネルギー等の価格高騰の影響を受ける水道事業者に対して、本交付金を活用して施設維持管理費を支援することにより、町民に対して負担増加を強いることなく水道施設の維持を図り、安定的な事業継続を図る。 ②補助金(繰出) ③水道施設維持管理費 45,000千円×6か月÷12か月 R8物価高騰影響分 ④遠軽町水道事業	R9.3	R9.3
19	④消費下支え等を通じた生活者支援	上下水道基本料金免除事業(国のR8補正分)	①物価高騰の影響を受けている町民の負担を軽減するため、上下水道の基本料金を1か月間減免する。 ②補助金(繰出) ③水道料金 8,898件 15,233千円×1ヶ月=15,233千円 下水道使用料 7,021戸件 11,750千円×1ヶ月=11,750千円 ④町民・事業者(公共施設を除く。)	R8.11	R9.2
20	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス利用者価格高騰負担軽減事業(国のR7補正分)	①物価やエネルギー価格高騰により経済的に大きな影響を受けている町民の負担を軽減するため、LPガス料金の一部を助成する。 ②対象世帯への助成金及び事務費 ③合計:2,350千円 【内 訳】 助成額:1,000円×2,000世帯=2,000千円 事務費:350千円(ガス事業者に対する事務費) ④町民	R8.11	R9.3
21	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス利用者価格高騰負担軽減事業(国のR8補正分)	①物価やエネルギー価格高騰により経済的に大きな影響を受けている町民の負担を軽減するため、LPガス料金の一部を助成する。 ②対象世帯への助成金及び事務費 ③合計:2,350千円 【内 訳】 助成額:1,000円×2,000世帯=2,000千円 事務費:350千円(ガス事業者に対する事務費) ④町民	R8.11	R9.3
22	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理者エネルギー価格高騰負担軽減事業(国のR8補正分)	①エネルギー価格高騰により影響を受けている直接住民の用に供する施設の燃料及び電気料の高騰による負担を軽減するため、必要な経費を支援する。 ②燃料及び電気料の負担増の一部 ③【支援金】1指定管理者1,000千円×6社 ④町民、(一社)えんがる町観光協会、株式会社生田原振興公社、株式会社矢木組、NPO法人遠軽スポーツ協会、遠軽商工会議所、生田原診療所	R8.4	R9.3
23	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設エネルギー等価格高騰負担軽減事業(国のR7補正分)	①エネルギー価格高騰により影響を受けている直接住民の用に供する施設の燃料高騰による負担を軽減するため、必要な経費を支援する。 ②燃料負担増の一部 ③各施設積算 (R8.6.1燃料単価-R7.6.1燃料単価)×使用数量×6か月÷12か月 R8物価高騰影響分 ④対象直接町民が利用する96施設	R9.3	R9.3
24	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設エネルギー等価格高騰負担軽減事業(国のR8補正分)	①エネルギー価格高騰により影響を受けている直接住民の用に供する施設の燃料高騰による負担を軽減するため、必要な経費を支援する。 ②燃料負担増の一部 ③各施設積算 (R8.6.1燃料単価-R7.6.1燃料単価)×使用数量×6か月÷12か月 R8物価高騰影響分 ④対象直接町民が利用する96施設	R9.3	R9.3